十　関税率表第九〇・二四項（第九〇二四・九〇号を除く。）に該当するもの　［新設］
十一　関税率表第九〇二五・九〇号に該当するもの　［新設］
十二　関税率表第九〇・二六項に該当するもの　［新設］
十三　関税率表第九〇二七・一〇号、第九〇二七・八一号及び第九〇二七・八九号に該当するもの　三　関税率表第九〇二九・一〇号に該当するもの　［新設］
十四　関税率表第九〇・二九項に該当するもの　四・五　［略］
十五　関税率表第九〇三〇・三二号、第九〇三〇・三九号、第九〇三〇・四〇号、第九〇三〇・八二号及び第九〇三〇・八九号に該当するもの　［新設］
十六・十七　［略］　**第九十七条～第百十五条**　［略］
第百条　輸出令別表第二の三第二号の二ヲに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九五・〇三項に該当するものとする。
第百一条～第百十九条　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和五年政令第百六十号）の施行の日から施行する。

○防衛省令第四号

防衛省組織令（昭和二十九年法律第百七十八号）第百六十九条の規定に基づき、地方防衛局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

防衛大臣　浜田　靖一

地方防衛局組織規則の一部を改正する省令

地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （労務管理官の職務の特例） **第三条**　労務管理官は、第三条第二項に規定する事務のほか、令和十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。 （地方防衛局総務部の所掌事務の特例） **第四条**　地方防衛局総務部（南関東防衛局及び沖縄防衛局を除く。）は、第四条に規定する事務のほか、令和十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。 （地方防衛局総務部総務課の所掌事務の特例） **第九条**　地方防衛局総務部総務課（南関東防衛局及び沖縄防衛局を除く。）は、第十条第一項各号に掲げる事務（東北防衛局、北関東防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の総務部総務課にあっては、同条第二項各号に掲げる事務）のほか、令和十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。	**附　則** （労務管理官の職務の特例） **第三条**　労務管理官は、第三条第二項に規定する事務のほか、令和五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。 （地方防衛局総務部の所掌事務の特例） **第四条**　地方防衛局総務部（南関東防衛局及び沖縄防衛局を除く。）は、第四条に規定する事務のほか、令和五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。 （地方防衛局総務部総務課の所掌事務の特例） **第九条**　地方防衛局総務部総務課（南関東防衛局及び沖縄防衛局を除く。）は、第十条第一項各号に掲げる事務（東北防衛局、北関東防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の総務部総務課にあっては、同条第二項各号に掲げる事務）のほか、令和五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第八号）の施行の日から施行する。